



2023年6月21日

各 位

会社名 フジオーゼックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 辻本 敏  
(コード番号 7299 東証スタンダード市場)  
問合せ先 常務取締役執行役員 藤川 伸二  
(TEL. 0537 - 35 - 5973 )

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である大同特殊鋼株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

#### 1. 親会社、支配株主(親会社を除く)又はその他関係会社の商号等

(2023年3月31日現在)

商号、名称 又は氏名	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている金融 商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
大同特殊鋼株式会社	親会社	45.91	6.32	52.24	株式会社東京証券取引所 プライム市場 株式会社名古屋証券取引所 プレミアム市場

#### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

大同特殊鋼株式会社は当社議決権の45.91%を所有する親会社です。

当社は親会社の企業グループの中で自動車部品・産業機械部品事業分野に属しエンジンバルブ事業を担う唯一の企業であります。

当社は、親会社よりバルブ製造用および金型用等の特殊鋼、盛金材等を親会社の企業グループを通して購入しておりますが、総原価・市場価格を勘案し毎期交渉して、一般的取引条件と同様に決めております。また、機械設備についても親会社の企業グループから提示された価格をもとに交渉して、一般的取引条件と同様に決めております。

当社の事業展開にあたっては、親会社の取締役および執行役員が当社の取締役を兼務しておりますが、親会社の指示や承認に基づいて行うことは無く、専任役員を中心とした経営陣の判断のもと独自に意思決定を行い実行しております。また金銭等の借入れや保証関係も無いことから事業運営上当社の親会社からの一定の独立性が確保されていると判断しております。

(役員の兼務状況)

(2023年3月31日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	山下敏明	親会社 大同特殊鋼株式会社 取締役常務執行役員	当社の経営について適切な意見および助言を得るため、当社から取締役として就任を依頼
取締役 監査等委員	竹鶴隆昭	親会社 大同特殊鋼株式会社 常務執行役員	当社の経営について適切な意見および助言を得るため、当社から取締役監査等委員として就任を依頼

(注) 当社の取締役 12 名 (うち、監査等委員 5 名) のうち、親会社等との兼任役員は当該 2 名のみであります。

当社グループの取締役、監査役に親会社との兼任役員はおりません。

(出向者の受け入れ状況)

(2023年3月31日現在)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
生産技術部	1 名	親会社 大同特殊鋼株式会社	量産工程に関する技術改善のため、当社から依頼
人事総務部	1 名	関連会社 大同興業株式会社	主材料等の購入業務支援のため、当社から依頼
経理部	1 名	親会社 大同特殊鋼株式会社	決算業務の円滑化のため、当社から依頼
当社子会社 (オーゼックステクノ株式会社)	2 名	親会社 大同特殊鋼株式会社	当社子会社の生産支援のため、当社から依頼

(注) 2023年3月末現在の当社グループの出向者を含む従業員数は 1,104 名であります。

### 3. 親会社等との取引に関する事項

当連結会計年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

① 親会社との取引 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

② 関連会社との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事 者との関係
親会社の 子会社	大同興業 株式会社	名古屋 市東区	1,511,500	専門商社	(被所有) 直接 5.3	原材料等の 購入

・当期の取引金額 3,727,695 千円

・当期期末残高 1,697,184 千円 (科目:買掛金)

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

原材料等の購入については、総原価、市場価格を勘案して每期交渉して、一般的取引条件と同様に決めております。

2 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

### 4. 親会社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

大同特殊鋼株式会社との商取引に関しては、自主性、独立性を保つことを基本としており、他社との商取引と同様、公正かつ適切に行っております。少数株主利益保護に関する事項は、社外役員を過半数とし、社外取締役を議長とする諮問委員会であるガバナンス委員会の審議事項としており、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

以上